

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><目次></p> <p>三 フォレストック認定の内容・帰属・年度</p> <p> 1 フォレストック認定の内容及び帰属等</p> <p> 2 フォレストック認定における年度</p> <p> <u>3 フォレストック認定期間後の譲渡可能期間における年度</u></p> <p>四 (省略)</p> <p>五 モニタリング、6カ月報告等</p> <p> 1 定時モニタリング</p> <p> 2 6カ月報告</p> <p> 3 臨時モニタリング</p> <p> 4 フォレストック認定期間終了時のモニタリング</p> <p> <u>5 フォレストック認定期間終了後のモニタリング</u></p> <p> <u>6 フォレストック認定期間終了後の森林経営計画等の提出</u></p> <p>六～十七 (省略)</p> <p>十八 <u>一部改正に伴う譲渡可能期間の取扱い</u></p>	<p style="text-align: center;"><目次></p> <p>三 フォレストック認定の内容・帰属・年度</p> <p> 1 フォレストック認定の内容及び帰属等</p> <p> 2 フォレストック認定における年度</p> <p>四 (省略)</p> <p>五 モニタリング、6カ月報告等</p> <p> 1 定時モニタリング</p> <p> 2 6カ月報告</p> <p> 3 臨時モニタリング</p> <p> 4 フォレストック認定期間終了時のモニタリング</p> <p>六～十七 (省略)</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">二 フォレストック認定の取得</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 フォレストック認定取得者の類型</p> <p>フォレストック認定取得者は、下記のAからCの区分に分けられる。認定の取得を希望する者は、認定取得申請時（後述、3の（5）参照）にAからCの区分を選択して、認定取得申請を行わなければならない。原則として、以下の区分選択は認定取得申請時のみ可能であり、<u>フォレストック認定期間中及び規定集の定め（十二、2、（1））における譲渡可能期間中においても当該区分の変更は認められない。</u>但し、区分CからA又はBへの変更に関しては、森林整備費用捻出の必要性等の変更の合理性の有無を考慮し、当協会による個別審査の結果、当協会が指定する一定の条件を前提に認める場合がある。（省略）</p> <p>3 フォレストック認定取得のための手続</p> <p>フォレストック認定を取得するための手続は（1）以下のとおりとする。</p> <p><u>（1）認定取得手続の申込み、制度関連書類及び認定関連書類の受領</u></p> <p><u>フォレストック認定制度を理解し、フォレストック認定の取得手</u></p>	<p style="text-align: center;">二 フォレストック認定の取得</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 フォレストック認定取得者の類型</p> <p>フォレストック認定取得者は、下記のAからCの区分に分けられる。認定の取得を希望する者は、認定取得申請時（後述、3の（5）参照）にAからCの区分を選択して、認定取得申請を行わなければならない。原則として、以下の区分選択は認定取得申請時のみ可能であり、<u>フォレストック認定期間中の変更は認められない。</u>但し、区分CからA又はBへの変更に関しては、森林整備費用捻出の必要性等の変更の合理性の有無を考慮し、当協会による個別審査の結果、当協会が指定する一定の条件を前提に認める場合がある。（省略）</p> <p>3 フォレストック認定取得のための手続</p> <p>フォレストック認定を取得するための手続は（1）以下のとおりとする。</p> <p>（1）資料請求、制度関連書類及び認定関連書類の受領</p> <p>フォレストック認定の取得を希望する者は、当協会に対し、「フォレストック認定制度の資料請求書」、その添付書類である「フォレス</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p><u>続を申込みことを希望する者は、当協会に対し、「フォレストック認定取得手続申込書及び誓約書」(以下、同書面の「認定取得手続申込者」欄に記名押印した者を「認定取得手続申込者」という。)、その添付書類である「フォレストック認定取得のための対象森林に関する情報」及び当協会が個別に必要と判断し提出を要求した書類(以下「認定取得手続申込書等」という。)を提出し、認定取得手続申込者は、当協会が同書面を受理した後に森林認証機関による調査・評価手続及び審査機関による審査手続を開始するものとする。</u></p> <p><u>当協会は、認定取得手続申込書等等を受領した後、規定集等、制度関連書類等及び当協会が必要と認めるフォレストック認定取得手続に関連する書類をフォレストック認定取得手続申込書及び誓約書記載の連絡先に電子データで送付する。</u></p> <p><u>(2) 森林の調査・評価手続</u> (省略)</p> <p><u>(3) 審査手続</u> (省略)</p> <p><u>(4) 認定取得申請等</u> 森林の調査・評価手続及び審査手続を完了した認定取得手続申込</p>	<p>トック認定取得のための対象森林に関する情報」及び当協会が個別に必要と判断し提出を要求した書類(以下「資料請求書等」という。)を提出する。</p> <p>当協会は、資料請求書等を受領した後、規定集等、制度関連書式等及び当協会が必要と認めるフォレストック認定取得手続に関連する書類を資料請求書記載の資料送付先に送付する。</p> <p>(2) 認定取得手続の申込み</p> <p>フォレストック認定制度を理解し、フォレストック認定の取得手続を申込みことを希望する者は、当協会に対し、「フォレストック認定取得手続申込書及び誓約書」を提出し(以下、同書面の「認定取得手続申込者」欄に記名押印した者を「認定取得手続申込者」という。)、認定取得手続申込者は、当協会が同書面を受理した後に森林認証機関による調査・評価手続及び審査機関による審査手続を開始するものとする。</p> <p>(3) 森林の調査・評価手続 (省略)</p> <p>(4) 審査手続 (省略)</p> <p>(5) 認定取得申請等 森林の調査・評価手続及び審査手続を完了した認定取得手続申込</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>者は、「審査・検証認定書」の受領日から2週間以内に、以下のAからCの区分に従って、当協会に対し所定の書類を提出しフォレストック認定の取得を申請する（以下、AからCいずれの区分についても、「フォレストック認定取得申請書」の「認定取得申請者」欄に記名押印した者を「認定取得申請者」という。）。原則として、以下のAからCの区分選択は、フォレストック認定取得申請時のみ可能であり、<u>フォレストック認定期間中及び規定集の定め（十二、2、（1））における譲渡可能期間中においても当該区分の変更は認められない。</u>但し、区分CからA又はBへの変更に関しては森林整備費用捻出の必要性等の変更の合理性を考慮し、当協会による個別審査の結果、特例として当協会が指定する一定の条件を前提に認める場合がある。</p> <p>A. CO₂吸収量販売委託型認定取得者を希望する場合（当協会へのCO₂吸収量クレジットの譲渡販売及び販売代理店制度を利用したCO₂吸収量クレジットの流通を希望する認定取得者）</p> <p>（ア）認定取得申請者は以下の書類一式を「審査・検証認定書」の受領日から2週間以内に、当協会に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フォレストック認定取得申請書」 ・「森林権利者の同意書」（様式1又は様式2） ・「森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書」一式（電子デ 	<p>者は、「審査・検証認定書」の受領日から2週間以内に、以下のAからCの区分に従って、当協会に対し所定の書類を提出しフォレストック認定の取得を申請する（以下、AからCいずれの区分についても、「フォレストック認定取得申請書」の「認定取得申請者」欄に記名押印した者を「認定取得申請者」という。）。原則として、以下のAからCの区分選択は、フォレストック認定取得申請時のみ可能であり、<u>フォレストック認定期間中の変更は認められない。</u>但し、区分CからA又はBへの変更に関しては森林整備費用捻出の必要性等の変更の合理性を考慮し、当協会による個別審査の結果、特例として当協会が指定する一定の条件を前提に認める場合がある。</p> <p>A. CO₂吸収量販売委託型認定取得者を希望する場合（当協会へのCO₂吸収量クレジットの譲渡販売及び販売代理店制度を利用したCO₂吸収量クレジットの流通を希望する認定取得者）</p> <p>（ア）認定取得申請者は以下の書類一式を「審査・検証認定書」の受領日から2週間以内に、当協会に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フォレストック認定取得申請書」 ・「森林権利者の同意書」（様式1又は様式2） ・「森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書」一式（<u>原本及</u>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>ータ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「審査・検証認定書」一式 (電子データ) ・「フォレストック認定に基づくCO2吸収量クレジットの売買予約基本契約書」(原本2通。認定取得申請者が記名押印したもの) ・「フォレストック認定に基づくCO2吸収量クレジットの売買予約基本契約書」別紙の「通知書」 <p>(当該年度CO2吸収量クレジットの譲渡販売希望数量を必ず記載する。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>森林経営計画</u>」又は当協会が認めている「<u>森林認証</u>」の写し <p>(イ)～(エ) (省略)</p> <p>(オ) 当協会は、認定取得者に対し、以下の書類を送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の規定集、評価基準及びその他フォレストック認定制度関連資料 ・「フォレストック認定に基づくCO2吸収量クレジットの売買予約基本契約書」(原本1通。当協会が記名押印したもの。) ・フォレストック認定証 	<p><u>び電子データ)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「審査・検証認定書」一式 (<u>原本及び電子データ</u>) ・「フォレストック認定に基づくCO2吸収量クレジットの売買予約基本契約書」(原本2通。認定取得申請者が記名押印したもの) ・「フォレストック認定に基づくCO2吸収量クレジットの売買予約基本契約書」別紙の「通知書」 <p>(当該年度CO2吸収量クレジットの譲渡販売希望数量を必ず記載する。)</p> <p>(イ)～(エ) (省略)</p> <p>(オ) 当協会は、認定取得者に対し、以下の書類を送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書</u>」一式 (原本) ・「<u>審査・検証認定書</u>」一式 (原本) <ul style="list-style-type: none"> ・最新の規定集、評価基準及びその他フォレストック認定制度関連資料 ・「フォレストック認定に基づくCO2吸収量クレジットの売買予約基本契約書」(原本1通。当協会が記名押印したもの。) ・フォレストック認定証 ・「<u>フォレストック認定証等受領書</u>」 <p><u>(カ) 認定取得者は、フォレストック認定証等受領書に記名押印のうえ、当協会に返送する。</u></p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>B. CO₂吸収量自己販売型認定取得者を希望する場合（認定を取得した対象森林のCO₂吸収量クレジットを自ら当協会、販売総代理店、販売代理店又は事業者又は消費者に対し譲渡販売することを希望する場合）</p> <p>(ア) 認定取得申請者は以下の書類一式を「審査・検証認定書」の受領日から2週間以内に、当協会に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フォレストック認定取得申請書」 ・「森林権利者の同意書」（様式1又は様式2） ・「森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書」一式（電子データ） ・「審査・検証認定書」一式（電子データ） ・「フォレストック認定に基づく自己CO₂吸収量クレジットの直接販売に関する契約書」（原本2通。認定取得申請者が記名押印したもの） ・<u>「森林経営計画」又は当協会が認めている「森林認証」の写し</u> <p>(イ)～(オ)（省略）</p> <p>(カ) 当協会は、CO₂吸収量自己販売型認定取得者に対し、以下の書類を送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の規定集、評価基準及びその他フォレストック認定制度関連資料 	<p>B. CO₂吸収量自己販売型認定取得者を希望する場合（認定を取得した対象森林のCO₂吸収量クレジットを自ら当協会、販売総代理店、販売代理店又は事業者又は消費者に対し譲渡販売することを希望する場合）</p> <p>(ア) 認定取得申請者は以下の書類一式を「審査・検証認定書」の受領日から2週間以内に、当協会に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フォレストック認定取得申請書」 ・「森林権利者の同意書」（様式1又は様式2） ・「森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書」一式（<u>原本及び電子データ</u>） ・「審査・検証認定書」一式（<u>原本及び電子データ</u>） ・「フォレストック認定に基づく自己CO₂吸収量クレジットの直接販売に関する契約書」（原本2通。認定取得申請者が記名押印したもの） <p>(イ)～(オ)（省略）</p> <p>(カ) 当協会は、CO₂吸収量自己販売型認定取得者に対し、以下の書類を送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書」一式（原本）</u> ・<u>「審査・検証認定書」一式（原本）</u>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>・「フォレストック認定に基づく自己CO₂吸収量クレジットの直接販売に関する契約書」(原本1通。当協会が記名押印したもの)</p> <p>・フォレストック認定証</p> <p>C. CO₂吸収量非販売型認定取得者を希望する場合(CO₂吸収量クレジットの譲渡販売を一切希望せず認定の取得のみを希望する場合)</p> <p>(ア)認定取得申請者は以下の書類一式を「審査・検証認定書」の受領日から2週間後の日までに、当協会に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フォレストック認定取得申請書」 ・「フォレストック認定取得に関する契約書」(原本2通。認定取得申請者が記名押印したもの) ・「森林権利者の同意書」(様式1又は様式2) ・「森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書」一式(電子データ) 	<p>・最新の規定集、評価基準及びその他フォレストック認定制度関連資料</p> <p>・「フォレストック認定に基づく自己CO₂吸収量クレジットの直接販売に関する契約書」(原本1通。当協会が記名押印したもの)</p> <p>・<u>フォレストック認定証</u></p> <p>・<u>「フォレストック認定証等受領書」</u></p> <p><u>(キ)認定取得者は、フォレストック認定証等受領書に記名押印のうえ、当協会に返送する。</u></p> <p>C. CO₂吸収量非販売型認定取得者を希望する場合(CO₂吸収量クレジットの譲渡販売を一切希望せず認定の取得のみを希望する場合)</p> <p>(ア)認定取得申請者は以下の書類一式を「審査・検証認定書」の受領日から2週間後の日までに、当協会に提出する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「フォレストック認定取得申請書」 ・「フォレストック認定取得に関する契約書」(原本2通。認定取得申請者が記名押印したもの) ・「森林権利者の同意書」(様式1又は様式2) ・「森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書」一式(<u>原本及び電子データ</u>)

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>・「審査・検証認定書」一式（電子データ）</p> <p>・<u>「森林経営計画」又は当協会が認めている「森林認証」の写し</u></p> <p>(イ)～(エ)（省略）</p> <p>(オ) 当協会は、認定取得者に対し、以下の書類を送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の規定集、評価基準及びその他フォレストック認定制度関連資料 ・フォレストック認定証 ・「フォレストック認定取得に関する契約書」（原本1通。当協会が記名押印したもの） <p><u>(5) フォレストック認定証の発行</u></p> <p>(省略)</p> <p><u>(6) フォレストック認定取得手続きにかかる費用</u></p> <p>(省略)</p>	<p>・「審査・検証認定書」一式（<u>原本及び電子データ</u>）</p> <p>(イ)～(エ)（省略）</p> <p>(オ) 当協会は、認定取得者に対し、以下の書類を送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>「森林吸収源・生物多様性等調査報告書・証明書」一式（原本）</u> ・<u>「審査・検証認定書」一式（原本）</u> ・最新の規定集、評価基準及びその他フォレストック認定制度関連資料 ・フォレストック認定証 ・「フォレストック認定取得に関する契約書」（原本1通。当協会が記名押印したもの） ・<u>「フォレストック認定証等受領書」</u> <p><u>(カ) 認定取得者は、「フォレストック認定証等受領書」に記名押印のうえ、当協会に返送する。</u></p> <p>(6) フォレストック認定証の発行</p> <p>(省略)</p> <p>(7) フォレストック認定取得手続きにかかる費用</p> <p>(省略)</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p data-bbox="383 384 943 416">三 フォレストック認定の内容・帰属・年度</p> <p data-bbox="241 480 421 512">1～2 (省略)</p> <p data-bbox="241 528 1088 703"> <u>3 フォレストック認定期間終了後の譲渡可能期間における年度</u> <u>フォレストック認定期間終了後から規定集の定め(十二、2、(1))</u> <u>の譲渡可能期間における年度とは、フォレストック認定期間終了</u> <u>日の翌日から1年間毎の期間を意味する。</u> </p>	<p data-bbox="1256 384 1816 416">三 フォレストック認定の内容・帰属・年度</p> <p data-bbox="1122 480 1301 512">1～2 (省略)</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">四 フォレストック認定取得者の諸経費等</p> <p>1 フォレストック認定登録事務費 認定取得者は、当協会に対し、定時モニタリング日の5日前までに、当協会が別途定めるフォレストック認定登録事務費を当協会指定の金融機関口座に振込みで支払う。なお、振込手数料は認定取得者の負担とする。<u>なお、認定期間終了後から規定集の定め（十二、2、（1））における譲渡可能期間までの当該認定登録事務費は発生しない。</u></p> <p>2 モニタリング等の費用 （省略）</p> <p>3 フォレストック管理登録費 認定取得者は、当協会に対し、以下のA、B、Cの区分に従いフォレストック管理登録費を支払う。<u>なお、認定期間終了後から規定集の定め（十二、2、（1））における譲渡可能期間までの取扱いも同様とする。</u>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">四 フォレストック認定取得者の諸経費等</p> <p>1 フォレストック認定登録事務費 認定取得者は、当協会に対し、定時モニタリング日の5日前までに、当協会が別途定めるフォレストック認定登録事務費を当協会指定の金融機関口座に振込みで支払う。なお、振込手数料は認定取得者の負担とする。</p> <p>2 モニタリング等の費用 （省略）</p> <p>3 フォレストック管理登録費 認定取得者は、当協会に対し、以下のA、B、Cの区分に従いフォレストック管理登録費を支払う。（省略）</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;">五 モニタリング、6 カ月報告等</p> <p>1 定時モニタリング</p> <p>(1) 定義</p> <p>定時モニタリングとは、①認定取得者が森林認証機関（原則として、認定時の調査を行った森林認証機関）及び当協会に対し、規定集に従い「主伐予定量申告書」により対象森林での主伐及び更新（植栽）の予定量を申告し、「施業実績報告書」により対象森林の森林状況及び施業実施の状況等を6 カ月毎に申告（但し、初回の申告は認定日から3 カ月間の施業実績の申告。）したうえで、②森林認証機関が書類・帳簿の調査、対象森林の現地調査及び施業担当者への聞き取り調査等によりこれらの申告内容の確認を行い、かつ、対象森林の生物多様性レベル、森林の管理・経営レベル、及び森林吸収源（CO₂吸収量）等の変化を確認し、その結果を当協会及び認定取得者に報告する行為をいう。</p> <p>定時モニタリングにおいては、<u>認定期間中の定時モニタリング日</u>を含む年度の前年度の対象森林のCO₂吸収量クレジットを確定し、定時モニタリング日を含む年度のCO₂吸収量クレジットを算定するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">五 モニタリング、6 カ月報告等</p> <p>1 定時モニタリング</p> <p>(1) 定義</p> <p>定時モニタリングとは、①認定取得者が森林認証機関（原則として、認定時の調査を行った森林認証機関）及び当協会に対し、規定集に従い「主伐予定量申告書」により対象森林での主伐及び更新（植栽）の予定量を申告し、「施業実績報告書」により対象森林の森林状況及び施業実施の状況等を6 カ月毎に申告（但し、初回の申告は認定日から3 カ月間の施業実績の申告。）したうえで、②森林認証機関が書類・帳簿の調査、対象森林の現地調査及び施業担当者への聞き取り調査等によりこれらの申告内容の確認を行い、かつ、対象森林の生物多様性レベル、森林の管理・経営レベル、及び森林吸収源（CO₂吸収量）等の変化を確認し、その結果を当協会及び認定取得者に報告する行為をいう。</p> <p>定時モニタリングにおいては、定時モニタリング日を含む年度の前年度の対象森林のCO₂吸収量クレジットを確定し、定時モニタリング日を含む年度のCO₂吸収量クレジットを算定するものとする。</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(2) 運用細則</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤CO₂吸収量販売委託型認定取得者は、<u>認定期間中</u>、定時モニタリングの結果算定されたCO₂吸収量クレジットを含め、当協会との「フォレストック認定に基づくCO₂吸収量クレジットの売買予約基本契約書」別紙の「通知書」に定時モニタリング日の7日前までに譲渡販売希望数量等を記載し当協会に提出する。</p> <p>⑥～⑪ (省略)</p> <p>2 6カ月報告</p> <p>(1) 定義</p> <p>6カ月報告とは、認定取得者が、対象森林での<u>認定期間中</u>の6カ月毎(但し、初回は認定日から3カ月間)の施業実績内容及び対象森林の状況変化等を「施業実績報告書」により当協会及び森林認証機関(原則として、認定時の調査を行った森林認証機関)に申告し、森林認証機関が、認定取得者から提出された「施業実績報告書」の記載等の内容について、施業実施の状況等を確認して、当協会に対して、臨時モニタリングの必要性の有無等について報告する行為をいう。</p> <p>(省略)</p>	<p>(2) 運用細則</p> <p>①～④ (省略)</p> <p>⑤CO₂吸収量販売委託型認定取得者は、定時モニタリングの結果算定されたCO₂吸収量クレジットを含め、当協会との「フォレストック認定に基づくCO₂吸収量クレジットの売買予約基本契約書」別紙の「通知書」に定時モニタリング日の7日前までに譲渡販売希望数量等を記載し当協会に提出する。</p> <p>⑥～⑪ (省略)</p> <p>2 6カ月報告</p> <p>(1) 定義</p> <p>6カ月報告とは、認定取得者が、対象森林での6カ月毎(但し、初回は認定日から3カ月間)の施業実績内容及び対象森林の状況変化等を「施業実績報告書」により当協会及び森林認証機関(原則として、認定時の調査を行った森林認証機関)に申告し、森林認証機関が、認定取得者から提出された「施業実績報告書」の記載等の内容について、施業実施の状況等を確認して、当協会に対して、臨時モニタリングの必要性の有無等について報告する行為をいう。</p> <p>(省略)</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p><u>5 フォレストック認定期間終了後のモニタリング</u> <u>認定期間終了後から規定集の定め(十二、2、(1))における譲渡可能期間までの定時モニタリング及び6ヵ月報告並びに臨時モニタリングは不要とする。</u></p> <p><u>6 フォレストック認定期間終了後の森林経営計画等の提出</u> <u>元認定取得者は、当該期間において、毎年度開始1カ月前から更新があった場合には適切に反映された最新の森林経営計画及びこれらに係る伐採等の届出書を毎年度開始日までに当協会へ提出するものとする。</u></p>	

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

>

改正後	現行
<p style="text-align: center;">十 CO₂吸収量クレジットの管理</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 CO₂吸収量クレジットの登録簿名義 (除、補填措置)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 登録簿名義の変更</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 登録簿名義変更の手続 (補填措置による場合を除く。)</p> <p>A) 登録簿名義変更申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録簿名義変更をするためには、CO₂吸収量クレジットの登録簿上の名義人 (譲渡人) とCO₂吸収量クレジットの譲受人の双方が、当協会に対し登録簿名義の変更を申請しなければならない。 ・登録簿名義変更の申請は、<u>当協会に対し、「登録簿変更申請書」を提出し申請を行う。</u> <p>B) 変更記載</p> <p>(省略)</p> <p>C) 変更完了通知</p> <p>当協会は、登録簿名義の変更記載が完了したときは、変更記載後速やかに「登録簿変更完了通知」を申請書に記載のメールアドレス</p>	<p style="text-align: center;">十 CO₂吸収量クレジットの管理</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 CO₂吸収量クレジットの登録簿名義 (除、補填措置)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 登録簿名義の変更</p> <p>①～② (省略)</p> <p>③ 登録簿名義変更の手続 (補填措置による場合を除く。)</p> <p>A) 登録簿名義変更申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録簿名義変更をするためには、CO₂吸収量クレジットの登録簿上の名義人 (譲渡人) とCO₂吸収量クレジットの譲受人の双方が、当協会に対し登録簿名義の変更を申請しなければならない。 ・登録簿名義変更の申請は、原則として、当協会ホームページ上の申請フォームを利用して行う。 <p>B) 変更記載</p> <p>(省略)</p> <p>C) 変更完了通知</p> <p>当協会は、登録簿名義の変更記載が完了したときは、変更記載後速やかに「登録簿変更完了通知」を申請フォーム記載のメールアドレス</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>スに電子メールにて、譲渡人及び譲受人双方に送付する。 (省略)</p> <p>4 CO₂吸収量クレジットの無効化</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 登録簿上の名義人の申請による無効化</p> <p>①原則的な手続</p> <p>(ア) 無効化の申請</p> <p>登録簿上の名義人は、自己の名義となっているCO₂吸収量クレジットの無効化の申請を行うことができる。無効化を希望する場合は、当協会に対し、<u>「無効化申請書」</u>を提出し申請を行う。</p> <p>(イ) 無効化記載 (省略)</p> <p>(ウ) 無効化完了通知</p> <p>当協会は、無効化の記載が完了したときは、無効化の記載後速やかに「無効化完了通知」を申請書に記載のメールアドレスに電子メールにて、登録簿上の名義人に送付する。 (省略)</p>	<p>ドレスに電子メールにて、譲渡人及び譲受人双方に送付する。 (省略)</p> <p>4 CO₂吸収量クレジットの無効化</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 登録簿上の名義人の申請による無効化</p> <p>①原則的な手続</p> <p>(ア) 無効化の申請</p> <p>登録簿上の名義人は、自己の名義となっているCO₂吸収量クレジットの無効化の申請を行うことができる。無効化を希望する場合は、当協会に対し、当協会ホームページのフォームにより申請を行う。</p> <p>(イ) 無効化記載 (省略)</p> <p>(ウ) 無効化完了通知</p> <p>当協会は、無効化の記載が完了したときは、無効化の記載後速やかに「無効化完了通知」を申請フォームに記載のメールアドレスに電子メールにて、登録簿上の名義人に送付する。 (省略)</p>

フォレストストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>(3) 登録簿上の名義人の申請以外を原因とする無効化 次の各号に定めるCO₂吸収量クレジットは、当協会の判断により無効化される。</p> <p><u>①フォレストストック認定日から10年経過時（認定期間が再取得されるか否かを問わない。以下、同じ。）又はフォレストストック認定取消時において、登録簿上認定取得者名義となっているCO₂吸収量クレジットより認定日から10年経過後又は認定取消後に当協会が必要な補填措置等に用いたCO₂吸収量クレジットを控除した後の残余の認定取得者名義のCO₂吸収量クレジット。</u></p> <p><u>②フォレストストック認定日から10年経過時又はフォレストストック認定が取り消された場合において、フォレストストック認定期間中認定取得者名義にて登録簿上留保累積されたバッファCO₂吸収量クレジットからフォレストストック認定日から10年経過後又は認定取消後に当協会が必要な補填措置に用いたバッファCO₂吸収量クレジットを控除した後の残余のバッファCO₂吸収量クレジット。</u></p> <p>③～⑦（省略）</p> <p><u>⑧フォレストストック認定期間終了後から規定集の定め（十二、2、(1)）の譲渡可能期間内において、次のいずれかの事象に該当した場合の当該事象発生時における残余のCO₂吸収量クレジット。</u></p>	<p>(3) 登録簿上の名義人の申請以外を原因とする無効化 次の各号に定めるCO₂吸収量クレジットは、当協会の判断により無効化される。</p> <p>①フォレストストック認定期間終了時（認定期間が再取得されるか否かを問わない。以下、同じ。）又はフォレストストック認定取消時において、登録簿上認定取得者名義となっているCO₂吸収量クレジットから認定期間終了後又は認定取消後に当協会が必要な補填措置等に用いたCO₂吸収量クレジットを控除した後の残余の認定取得者名義のCO₂吸収量クレジット。</p> <p>②フォレストストック認定期間終了時又はフォレストストック認定が取り消された場合において、フォレストストック認定期間中認定取得者名義にて登録簿上留保累積されたバッファCO₂吸収量クレジットからフォレストストック認定期間終了後又は認定取消後に当協会が必要な補填措置に用いたバッファCO₂吸収量クレジットを控除した後の残余のバッファCO₂吸収量クレジット。</p> <p>③～⑦（省略）</p> <p><u>⑧フォレストストック認定日から10年間経過したCO₂吸収量クレジット</u></p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p><u>(ア)自然災害等を含む対象森林の面積の減少</u></p> <p><u>(イ)対象森林の所有権の一部又は全部（共有持分権の移転を含む。）が第三者（国又は地方自治体を含む。）に移転する場合等当該対象森林の木竹又は対象森林の土地に対する処分又は管理の権原（賃借権等の債権を含む。）の設定</u></p> <p><u>(ウ)前認定取得時と異なる施業者の変更または皆伐、土地転用等の大規模な施業方針の変更</u></p> <p><u>(エ)対象森林の一部または全部において、J-クレジット制度、その他これらに類する制度の取得</u></p> <p><u>(オ)森林経営計画の認定の取消し</u></p> <p><u>(カ)認定取得者が規定集の定め（十六）に該当したことによるフォレストック認定の取消し</u></p> <p><u>(キ)元認定取得者の廃業、解散決議及び清算手続の開始</u></p> <p><u>(ク)元認定取得者の破産手続、会社更生手続、民事再生手続及び特定調停手続その他法令上適用のありうる同様の法的手続につき、自ら又は第三者を通じた申し立て</u></p> <p><u>(ケ)毎年度開始1カ月前から更新があった場合には適切に反映された最新の森林経営計画及びこれらに係る伐採等の届出書を毎年度開始日までに当協会へ提出しない場合</u></p>	

フォレストストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>⑨その他、フォレストストック認定制度の適正な管理・運営及び信頼性を確保するため、無効化の必要があると当協会が判断したCO₂吸収量クレジット。</p> <p>5 CO₂吸収量クレジットの消失、バッファCO₂吸収量クレジット及び補填措置等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) バッファCO₂吸収量クレジット</p> <p>①意義</p> <p>(省略)</p> <p>②バッファCO₂吸収量クレジットの留保</p> <p>バッファCO₂吸収量クレジットは、フォレストストック認定を取得した全ての対象森林においてフォレストストック認定取得のための調査・審査手続又は定時モニタリングにおいて算定される当該年度のCO₂吸収量クレジットの3% (1 t-CO₂未満がある場合は切り上げ) とし、<u>フォレストストック認定期間中に限り</u>毎年度累積して留保する。<u>(認定期間終了後、規定集の定め(十二、2、(1))における譲渡可能期間終了時までは毎年度留保を要しないものとする。)</u></p> <p>バッファCO₂吸収量クレジットは、定時モニタリングによって確定する前年度のCO₂吸収量クレジットが前年度当初に算定さ</p>	<p>⑨その他、フォレストストック認定制度の適正な管理・運営及び信頼性を確保するため、無効化の必要があると当協会が判断したCO₂吸収量クレジット。</p> <p>5 CO₂吸収量クレジットの消失、バッファCO₂吸収量クレジット及び補填措置等</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) バッファCO₂吸収量クレジット</p> <p>①意義</p> <p>(省略)</p> <p>②バッファCO₂吸収量クレジットの留保</p> <p>バッファCO₂吸収量クレジットは、フォレストストック認定を取得した全ての対象森林においてフォレストストック認定取得のための調査・審査手続又は定時モニタリングにおいて算定される当該年度のCO₂吸収量クレジットの3% (1 t-CO₂未満がある場合は切り上げ) とし、フォレストストック認定期間中毎年度累積して留保する。</p> <p>バッファCO₂吸収量クレジットは、定時モニタリングによって確定する前年度のCO₂吸収量クレジットが前年度当初に算定されたCO₂吸収量クレジットと異なる場合であっても、年度当初に算定したバッファCO₂吸収量クレジットは変更せず、年度当初に</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>れたCO₂吸収量クレジットと異なる場合であっても、年度当初に算定したバッファーCO₂吸収量クレジットは変更せず、年度当初に算定した数量を確定数量とする。</p> <p>③④ (省略)</p> <p>⑤ <u>バッファーCO₂吸収量クレジットの無効化</u> <u>フォレストック認定日から10年経過 (フォレストック認定が取り消された場合を含む。)</u>した場合において、<u>当該10年経過時のCO₂吸収量クレジットのうち、補填規定に従い補填措置を行った後の残余のバッファーCO₂吸収量クレジットは、当協会により、無効化される。</u></p> <p>⑥ <u>フォレストック認定の再取得とバッファーCO₂吸収量クレジット</u> <u>フォレストック認定が再取得される場合においても、前認定期間中に留保累積されたバッファーCO₂吸収量クレジットは、前フォレストック認定日から10年経過時に無効化され、認定取得者は、再取得後の認定期間については新たに再取得後の初年度よりバッファーCO₂吸収量クレジットを毎年留保しなければならない。なお、この際に前認定期間中に留保蓄積されたバッファーCO₂吸収量クレジットは新たな再取得後の認定期間へ持ち越すことはできないものとする。(省略)</u></p>	<p>算定した数量を確定数量とする。</p> <p>③④ (省略)</p> <p>⑤ <u>バッファーCO₂吸収量クレジットの無効化</u> <u>フォレストック認定期間が終了 (フォレストック認定が取り消された場合を含む。)</u>した場合において、<u>補填規定に従い補填措置を行った後の残余のバッファーCO₂吸収量クレジットは、当協会により、無効化される。</u></p> <p>⑥ <u>フォレストック認定の再取得とバッファーCO₂吸収量クレジット</u> <u>フォレストック認定が再取得される場合においても、前認定期間中に留保累積されたバッファーCO₂吸収量クレジットは無効化され、認定取得者は、再取得後の認定期間については新たに再取得後の初年度よりバッファーCO₂吸収量クレジットを毎年留保しなければならない。(省略)</u></p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>十二 CO₂吸収量クレジットの譲渡販売・流通のための諸制度等</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 CO₂吸収量クレジットの譲渡販売に関する制限・担保提供等の禁止</p> <p>(1) 譲渡可能期間</p> <p>①CO₂吸収量クレジットの譲渡可能期間は、CO₂吸収量クレジットの対象森林についてのフォレストック認定日から<u>10</u>年間とする。</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤CO₂吸収量クレジットが消失し、かつ、補填された場合、CO₂吸収量クレジットの譲渡可能期間は補填に用いられたCO₂吸収量クレジットの対象森林についてのフォレストック認定日から<u>10</u>年間とする。</p> <p>(2) 最終取得者による譲渡販売の禁止</p> <p>最終取得者は、<u>販売代理店として第三者へ譲渡販売する場合を除き、CO₂吸収量クレジットを第三者に譲渡販売することはできない。</u>(省略)</p>	<p>十二 CO₂吸収量クレジットの譲渡販売・流通のための諸制度等</p> <p>1 (省略)</p> <p>2 CO₂吸収量クレジットの譲渡販売に関する制限・担保提供等の禁止</p> <p>(1) 譲渡可能期間</p> <p>①CO₂吸収量クレジットの譲渡可能期間は、CO₂吸収量クレジットの対象森林についてのフォレストック認定日から5年間とする。</p> <p>②～④ (省略)</p> <p>⑤CO₂吸収量クレジットが消失し、かつ、補填された場合、CO₂吸収量クレジットの譲渡可能期間は補填に用いられたCO₂吸収量クレジットの対象森林についてのフォレストック認定日から5年間とする。</p> <p>(2) 最終取得者による譲渡販売の禁止</p> <p>最終取得者は、CO₂吸収量クレジットを第三者に譲渡販売することはできない。(省略)</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>4 CO₂吸収量クレジットの譲渡販売等の一時停止</p> <p>(1) CO₂吸収量クレジットの譲渡販売等の一時停止通知</p> <p>①② (省略)</p> <p><u>③認定期間終了後の譲渡可能期間における譲渡販売一時停止通知</u></p> <p><u>認定期間終了後の譲渡可能期間において、対象森林が規定集の定め(十、4、(3)、⑧)による事由に該当したことにより無効化された場合若しくは無効化される可能性のある場合、当協会から販売代理店又はCO₂吸収量自己販売型認定取得者に対し、当該対象森林のCO₂吸収量クレジットの譲渡販売一時停止通知がなされること</u> <u>がある。</u></p>	<p>4 CO₂吸収量クレジットの譲渡販売等の一時停止</p> <p>(1) CO₂吸収量クレジットの譲渡販売等の一時停止通知</p> <p>①② (省略)</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>十三 CO₂吸収量クレジットの譲渡販売－各論（当事者別）</p> <p>1 CO₂吸収量販売委託型認定取得者による譲渡販売</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当協会に対するCO₂吸収量クレジットの譲渡販売</p> <p>① (省略)</p> <p><u>②認定期間後の譲渡可能期間における譲渡販売希望数量の通知</u> <u>認定期間終了後の譲渡可能期間においては、毎年度開始の日の7</u> <u>日前の日までに譲渡販売を希望するCO₂吸収量クレジットを「フ</u> <u>ォレストック認定に基づくCO₂吸収量クレジットの売買予約基本</u> <u>契約」別紙「通知書」にて通知しなければならない。</u></p> <p>③当協会による売買予約完結権の行使 当協会は、随時、①②により、<u>認定取得者及び元認定取得者が当</u> <u>協会に対する譲渡販売を希望するものとしたCO₂吸収量クレジット</u> <u>について売買予約完結権を行使して購入することができる。</u></p> <p>④CO₂吸収量クレジットの譲渡販売価格 (省略)</p>	<p>十三 CO₂吸収量クレジットの譲渡販売－各論（当事者別）</p> <p>1 CO₂吸収量販売委託型認定取得者による譲渡販売</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当協会に対するCO₂吸収量クレジットの譲渡販売</p> <p>① (省略)</p> <p>②当協会による売買予約完結権の行使 当協会は、随時、①により、認定取得者が当協会に対する譲渡販 売を希望するものとしたCO₂吸収量クレジットについて売買予約 完結権を行使して購入することができる。</p> <p>③CO₂吸収量クレジットの譲渡販売価格 (省略)</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>⑤フォレストック管理登録費</p> <p>当協会が、売買予約完結権の行使により、認定取得者からCO₂吸収量クレジットを購入した場合、認定取得者はフォレストック管理登録費として当協会が別途定める金額を支払う義務を負うこととするが、同費用の支払は④の当協会が認定取得者に対する売買代金の支払と対当額で相殺するものとし、当協会は、相殺後の残金を認定取得者に支払うものとする。</p> <p>⑥支払時期・支払方法</p> <p>当協会が、CO₂吸収量販売委託型認定取得者からCO₂吸収量クレジットを買い取ったときは、以下の区分に従い、CO₂吸収量販売委託型認定取得者に対し、「フォレストック認定に基づくCO₂吸収量クレジットの売買予約基本契約」指定の金融機関口座に⑤に規定する金額（認定取得者が補填措置による認定取得者の負担費用等当協会に支払義務がある場合には、この限りではない。）を振込んで支払う。送金手数料は、当協会が負担する。</p> <p>A. ～F. (省略)</p> <p><u>G. フォレストック認定期間終了後における譲渡可能期間内については、譲渡販売のあった日の属する月の翌々月末日までに支払う。</u></p> <p>⑦CO₂吸収量クレジットの売買代金の用途 (省略)</p>	<p>④フォレストック管理登録費</p> <p>当協会が、売買予約完結権の行使により、認定取得者からCO₂吸収量クレジットを購入した場合、認定取得者はフォレストック管理登録費として当協会が別途定める金額を支払う義務を負うこととするが、同費用の支払は③の当協会が認定取得者に対する売買代金の支払と対当額で相殺するものとし、当協会は、相殺後の残金を認定取得者に支払うものとする。</p> <p>⑤支払時期・支払方法</p> <p>当協会が、CO₂吸収量販売委託型認定取得者からCO₂吸収量クレジットを買い取ったときは、以下の区分に従い、CO₂吸収量販売委託型認定取得者に対し、「フォレストック認定に基づくCO₂吸収量クレジットの売買予約基本契約」指定の金融機関口座に④に規定する金額（認定取得者が補填措置による認定取得者の負担費用等当協会に支払義務がある場合には、この限りではない。）を振込んで支払う。送金手数料は、当協会が負担する。</p> <p>A. ～F. (省略)</p> <p>⑥CO₂吸収量クレジットの売買代金の用途 (省略)</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p>十四 CO₂吸収量クレジットの取得者（主として最終取得者）に関する事項</p> <p>1 最終取得者によるCO₂吸収量クレジットの譲渡販売等の禁止 <u>最終取得者は、譲り受けたCO₂吸収量クレジットを販売代理店として第三者へ譲渡販売する場合を除き、第三者に譲渡販売することはできない。</u>また、登録簿において、第三者の名義に変更することもできない。</p>	<p>十四 CO₂吸収量クレジットの取得者（主として最終取得者）に関する事項</p> <p>1 最終取得者によるCO₂吸収量クレジットの譲渡販売等の禁止 最終取得者は、譲り受けたCO₂吸収量クレジットを第三者に譲渡販売することはできない。また、登録簿において、第三者の名義に変更することもできない。</p>

フォレストック認定制度規定集一部改正における新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>十八 一部改正に伴う譲渡可能期間の取扱い</u></p> <p><u>令和4年10月1日における一部改正に伴い、規定集の定め（十二、2、(1)）における譲渡可能期間の改正適用は令和4年10月1日現在、認定期間中である認定取得者及び同日以降の新たな認定取得者に対して適用されるものとする。同日現在の認定取得者は現在の認定期間であるフォレストック認定日から10年間を譲渡可能期間と改める。なお、同日現在において認定取得者でない場合または過去の認定取得者には適用されない。</u></p>	

